

保険料の納付は便利で安心な口座振替で

口座振替をご利用になりますと、納期のたびに金融機関等へ出向く必要がなく、納付を忘れることもありません。

◎口座振替依頼書による手続き

■申込用紙

広島市内の金融機関及び郵便局の窓口へ備え付けてあります。

なお、広島市外の金融機関または郵便局へお申込みされる方は、申込用紙をお送りしますので、表面に記載してある区の福祉課高齢介護係へ御連絡ください。

■申込場所

- 1 銀行などの預金口座を利用される場合
- 銀行などの金融機関（広島市の指定金融機関及び収納代理金融機関）のうち預金口座のある店舗
- 2 ゆうちょ銀行の貯金口座を利用される場合
- 全国のゆうちょ銀行（郵便局を含む）

■申込手続

この納付書と預金（貯金）通帳及び口座届出印を御持参の上、上記申込場所の窓口へお申し込みください。

◎口座振替受付サービスによる手続き

金融機関のキャッシュカードをお持ちの方は、キャッシュカードで口座振替の手続きが簡単にできます。

■利用できる金融機関（令和5年4月1日現在）

- （銀行）広島、伊予、西京、山陰合同、中国
- 百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ
- もみじ、山口、りそな、ゆうちょ
- （信用金庫）呉、広島
- （信用組合）広島県、広島市
- （農業協同組合）ひろしま、広島市
- （その他）中国労働金庫

詳しくは区の福祉課高齢介護係へお問い合わせください。

滞納処分について

この督促状の指定期限（表面中段）までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

不服申立て及び処分取消しの訴えについて

この処分（督促）について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県後期高齢者医療審査会へ審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する広島県後期高齢者医療審査会の裁決を経た後でなければ提起することはできません。この場合、審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告（広島市長が被告の代表者となります。）として提訴することができます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

● お知らせセンターから納付の呼び掛けを行っています。

広島市では、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料について、お知らせセンターから、納期限を過ぎても納付の確認ができない方への納付の呼び掛けや、口座振替の加入等を電話で御案内しています。

お知らせセンターの運営は民間の事業者に委託し、平日の日中、夜間のほか、土曜日、日曜日及び祝日にも業務を行います。

● 特殊詐欺に御注意ください。

後期高齢者医療保険料の納付について、次のような案内をすることはありません。

- ・ATM（現金自動預払機）の操作を求めること
- ・金融機関の口座を指定して振り込みを求めること
- ・通帳やキャッシュカードを預けるよう求めること
- ・フリーダイヤルや携帯電話の電話番号あてに返信を求めること

領収証書及びレシートは払込の証拠になりますので、受領後、大切に保管してください。

納付場所（下記の納付場所は、令和5年4月1日現在のものです。金融機関等の名称に変更があった場合は、読み替えてください。）

◎金融機関

1 全店舗

- （銀行）広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、りそな
- （信託銀行）みずほ
- （信用金庫）呉、広島
- （信用組合）広島県、広島市、広島商銀
- （農業協同組合）ひろしま、広島市
- （その他）中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

2 中国5県内の店舗

- （銀行）ゆうちょ（郵便局含む）
- ※ 中国5県外のゆうちょ銀行又は郵便局で納付されるときは、表面に記載の問合せ先までご連絡いただければ払込書を送付します。

3 広島県内の店舗

- （銀行）福岡
- （信用組合）朝銀西

◎広島市

各区福祉課高齢介護係、各区保険年金課、各出張所、収納対策部

◎スマホアプリ

PayPay、LINE Pay、PayB

- ※ コンビニエンスストア等の店舗では、原則として上記アプリを利用した納付はできません。

◎コンビニエンスストア等（全国各店舗）

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、MMK（マルチメディアキオスク）端末設置店（ただし、無人端末機を除く）、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

※ 以下の納付書については、コンビニエンスストアでは納付できません。

- ・バーコード印字がない
- ・バーコードが読み取れない
- ・金額が30万円を超えている
- ・金額を訂正している
- ・取扱有効期限を過ぎている

- ※ 領収証書及びレシートは払込の証拠になりますので、受領後、大切に保管してください。
- ※ 本市は、（株）電算システム及びコンビニエンスストア等と、「料金収納業務契約」を結んでいます。

※ 納付される日によっては、表面記載の金額に延滞金を加算して納付しなければならないことがあります。コンビニエンスストア等では延滞金を加算して納付することができない場合があります。納付できなかった延滞金については、改めて納付していただくことになります。

開け方



製作	検版	出稿①	出稿②